

福岡県公報

令和七年六月十三日
第六百三十三号
増刊 ①

目次

再掲

- 福岡県の職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………一
- 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………一
- 福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示
（議会議事務局総務課）……………一

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年五月三十日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第六備考五中「※職士」の下に「、警備※職士」を加え、「、警備エックス※職士」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年五月三十日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第二十二号から様式第二十四号までの（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会議事告示第三号

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二日

福岡県議会議長 藏内 勇夫

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議事務局規程（昭和三十五年十月福岡県議会議会公示）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総務課の項中「秘書係」を削る。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(職員の駐在)

第十一条 必要があると認めるときは、職員を事務局の所在する場所以外の場所に駐在させることがある。

2 前項の規定により職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は別に定める。

別表総務課の部を次のように改める。

総務課	
総務係	経理係
一 議長及び副議長の秘書に関すること。 二 議長車及び副議長車の運行に関すること。 三 議長会の連絡調整に関すること。 四 議長及び副議長に係る国際交流に関すること。 一 儀式及び渉外に関すること。 二 議会の国際交流に関するもののうち、他係に属さないこと。 三 職員の人事、服務及び研修に関すること。 四 議員の身分、栄典及び表彰に関すること。 五 議員の待遇に関すること。 六 議員及び職員の公務災害補償に関すること。 七 都道府県議会議員共済会に関すること。 八 議員及び職員の福利厚生に関すること。 九 議会において使用する庁舎及びその用地の維持管理及び運営に関すること。 十 傍聴に関すること。 十一 議員の資産等の公開に関すること。 十二 庶務に関すること（議事課及び調査課に係るもの（公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、編集及び保存に関するものを除く。）を含む。）。 十三 各課との連絡調整に関すること。 十四 他課及び他係の所管に属さないこと。	一 予算及び決算に関すること。 二 議員の議員報酬、費用弁償等に関すること。 三 政務活動費に関すること。 四 議員互助会に関すること。 五 職員の給与及び旅費に関すること。 六 地方職員共済組合及び互助会に関すること。 七 物品の出納及び管理に関すること。 八 経理に関すること。 九 議会の情報公開に係る事務の総括に関すること。 十 議会の個人情報保護に係る事務の総括に関すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。